

災害時における 柔道整復師会活動マニュアル

平成 29 年 3 月
(平成 30 年 3 月一部修正)
練馬区・東京都柔道整復師会練馬支部

目次

I 災害時医療体制の概要

1 区の災害時医療体制

- (1) 災害発生後のフェーズ
- (2) 医療救護所の設置場所と役割分担
- (3) 医療機関の分類と役割分担
- (4) 医療救護活動全体の指揮命令系統
- (5) 災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制

2 東京都柔道整復師会練馬支部の体制

- (1) 災害対策本部の設置・運営
- (2) 情報収集・連絡調整
- (3) 他地区柔道整復師会会員による応援の受入調整

II 柔道整復師班の活動

第1章 医療救護所における活動（発災から72時間）

1 医療救護所における指揮系統

- (1) 医療救護にかかる活動
- (2) 傷病者の処置に関する事項以外の業務
- (3) 柔道整復師班への指揮

2 医療救護所における活動の概要

- (1) 参集および活動期間
- (2) 医療救護活動の準備
- (3) 医療救護所における医療救護活動
- (4) 柔道整復師班の情報収集及び伝達

3 応急手当の提供

- (1) 衛生材料等の確保と管理
- (2) 傷病者の応急手当までの流れ

4 衛生材料等の供給要請と納品の確保

- (1) 衛生材料等の供給要請
- (2) 納品の確保

5 トリアージ等

- (1) トリアージ
- (2) 専門処置以外の軽微な処置

第2章 避難拠点における活動（発災後72時間以降）

- (1) 活動期間
- (2) 避難者に対する応急手当等の提供
- (3) 衛生材料等について

III 資料編

- (1) 練馬区地域防災計画抜粋
- (2) 災害時の医薬品供給体制
- (3) 災害時の医療救護活動についての協定書
- (4) 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書
- (5) 災害時における医薬品等の供給協力に関する協定締結団体一覧
- (6) 医療救護所資器材リスト
- (7) 区施設等連絡先一覧

I 災害医療体制の概要

1 区の災害医療体制

(1) 災害発生後のフェーズ

災害発生後のフェーズは以下のとおり大きく4つに分けられます。柔道整復師班は、原則として超急性期および急性期において活動します。

区分		想定される状況	主な活動内容
0	発災直後 (発災～6時間)	建物倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	① 被害情報の収集・集約 ② 避難拠点要員の参集 ③ 医療救護所の設置・運営
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況	① 医療救護所の運営 ② 医薬品の供給 ③ 医療救護活動拠点の設置 ④ 派遣医療チーム等の受入れ
2	急性期 (72時間～1か月)	被害状況が少しづつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況 (72時間～1週間) 地域の医療機関、ライフライン機能および交通機関等が徐々に回復している状況（1週間～1か月）	① 医療救護所の運営体制の見直し ② 避難拠点等における巡回診療・定点診療
3	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	健康相談等の実施

(2) 医療救護所の設置場所と役割分担

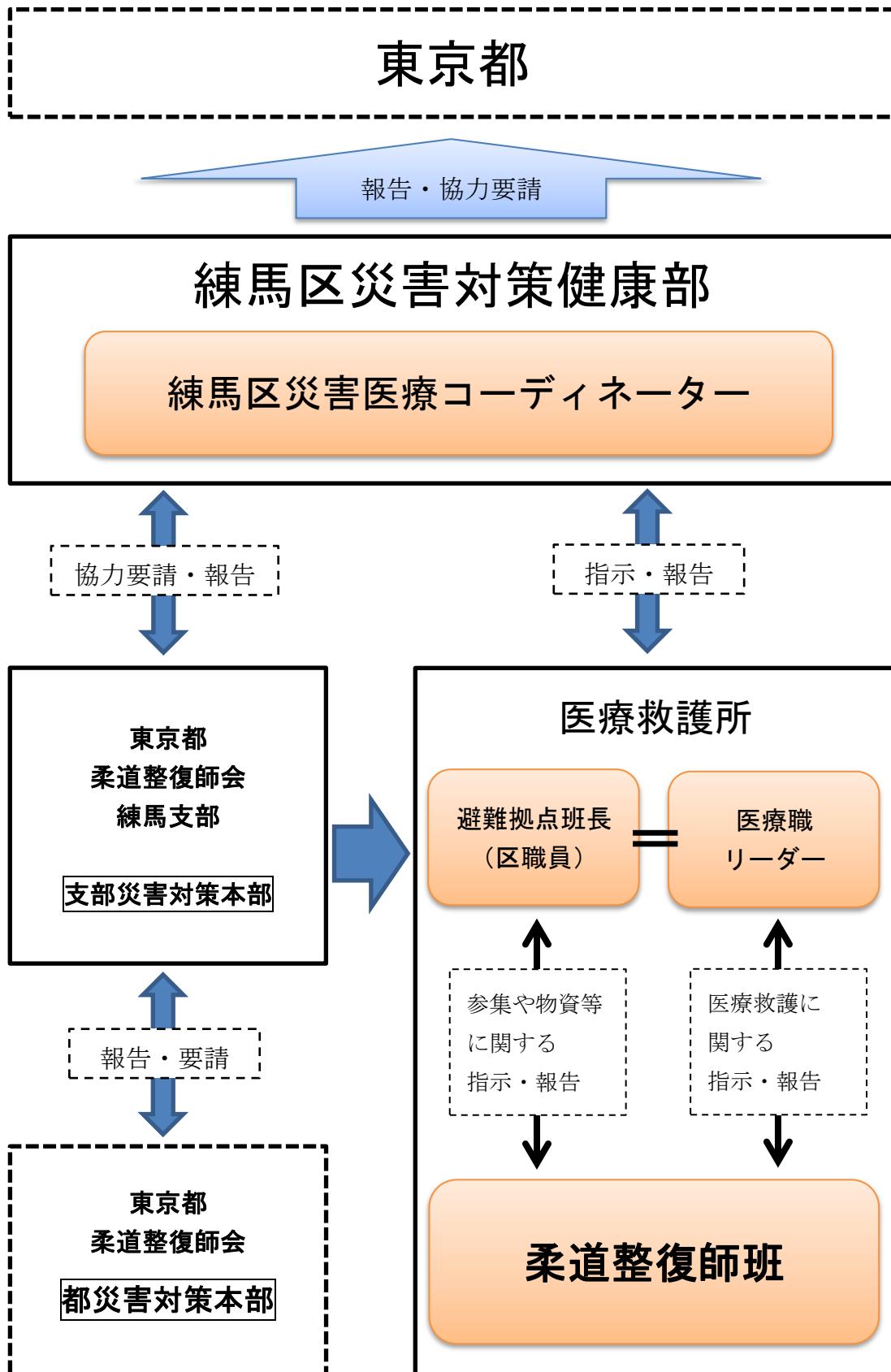
設置場所	役 割
①旭丘中学校 ②開進第三中学校 ③貫井中学校 ④練馬東中学校 ⑤光が丘第四中学校 ⑥石神井東中学校 ⑦谷原中学校 ⑧大泉南小学校 ⑨大泉西中学校 ⑩石神井西中学校	i) 避難してくる傷病者の受入 ii) トリアージ iii) 軽症者への処置 iv) 重症者・中等症者の搬送順位確定 v) 医薬品の処方、調剤、投薬、服薬指導 vii) 区災害対策健康部との情報連絡

(3) 医療機関の分類と役割分担

区 分	役 割
災害拠点病院 (区内 2 か所) 順天堂練馬病院 練馬光が丘病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害拠点連携医療機関 (区内 6 か所) 練馬総合病院 浩生会スズキ病院 大泉生協病院 川満外科 田中脳神経外科 辻内科循環器科歯科クリニック	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う医療機関 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。

区 分	役 割
災害医療支援医療機関 (区内11か所) 島村記念病院 保谷病院 東大泉病院 関町病院 東京聖徳病院 慈雲堂病院 陽和病院 豊島園大腸肛門科 阿部クリニック 練馬駅リハビリテーション病院 ねりま健育会病院	軽症者への応急処置や慢性疾患への対応等を行う医療機関 ※ 重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。
専門医療拠点病院 (区内 3 か所) 東海病院 久保田産婦人科病院 大泉病院	専門医療が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）への対応等を行う医療機関 ※ 専門医療を必要としない重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。

(4) 医療救護活動全体の指揮命令系統



① 練馬区災害対策健康部

練馬区内で災害が発生した場合、区は災害対策本部を立ち上げ、区役所東庁舎6階には災害医療を担当する災害対策健康部を設置します。

② 災害対策健康部内の指揮系統

災害対策健康部においては健康部長が部を統括し、部長の下にそれぞれの役割を持つ班を設置します。

災害医療コーディネーターは部長へ医療救護に関する助言を行います。

③ 医療救護所内の指揮系統 (P9参照)

柔道整復師班は、医療救護所において、活動内容に応じて以下のとおり指示に従います。

- ア) 医療救護所の運営、調整および事務に関しては、医療救護所が設置されている「避難拠点班長（区職員）」の指示に従って行動します。
- イ) 傷病者に対しての処置に関しては、医療救護所内における「医療職リーダー」の指示に従って行動します。

(5) 災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制

① 災害医療コーディネーター

医療救護に関する情報連絡の中心として、「東京都・二次保健医療圏・区市町村」の三段階それぞれに、災害医療コーディネーター（医師）が任命されています。

区における医療救護活動は、区内の医療機関、消防、警察、行政が連携し、対応することが基本となります。近接地域からの支援や、都や国レベルの支援が必要になる場合も想定できます。

東京都、区西北部二次保健医療圏、練馬区の災害医療コーディネーターが医療救護の情報を共有し、派遣医療チームの適正な配置や迅速な重症者対応などを行います。

＜災害医療コーディネーター＞

- i) 東京都災害医療コーディネーター（全3名）：都全域を担当
- ii) 東京都地域災害医療コーディネーター（全12名）：二次保健医療圏を担当
(区西北部二次保健医療圏拠点：帝京大学医学部附属病院 医師)
- iii) 区市町村災害医療コーディネーター：各区市町村を担当
(練馬区医師会 会長)
(順天堂練馬病院 医師)
(練馬光が丘病院 医師)
(練馬区保健所 所長)

② 練馬区災害医療コーディネーター

練馬区では、平成25年8月から災害医療コーディネーターを設置し、4名の災害医療コーディネーターを任命しています。

＜練馬区災害医療コーディネーターの主な業務＞

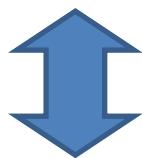
- i) 医療救護班等の活動に関する助言および調整を行うこと。
- ii) 医療救護所の設置、運営に関する助言および調整を行うこと。
- iii) 医薬品等に関すること。
- iv) 傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行うこと。
- v) 東京都地域災害医療コーディネーター等との連絡調整に関すること。
- vi) その他災害医療に関すること。

練馬区災害医療コーディネーターは練馬区災害対策健康部において医療救護にかかる調整や助言を行います。

また、区西北部二次保健医療圏の災害医療コーディネーターと連絡調整を行います。

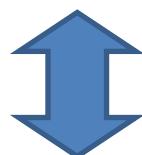
【災害医療コーディネーターの医療救護にかかる情報伝達図】

東京都災害医療コーディネーター（都全域）



東京都地域災害医療コーディネーター（二次保健医療圏）

（区西北部二次保健医療圏：帝京大学医学部附属病院 三宅 康史 教授）



区市町村災害医療コーディネーター（各区市町村）

練馬区は4名の区災害医療コーディネーターを任命しています。

- （練馬区医師会 会長）
- （順天堂練馬病院 医師）
- （練馬光が丘病院 医師）
- （練馬区保健所 所長）



2 東京都柔道整復師会練馬支部の体制

(1) 災害対策本部の設置・運営

東京都柔道整復師会練馬支部は、発災後速やかに、「東京都柔道整復師会練馬支部災害対策本部」（以下「支部災対本部」という。）を設置します。

支部災対本部には、災害対策本部長が自動参集し、災害の状況に応じて、会員に対し参集要請を行います。

(2) 情報収集・連絡調整

東京都柔道整復師会練馬支部は、支部災対本部を中心に、テレビやラジオ、インターネット、防災無線等から得られる情報のほか、医療救護所に従事する会員からの連絡により情報収集を行います。支部災対本部は、得られた情報をもとに会員の派遣等各種調整を行います。

なお、会員間の連絡には、電話やファックス、連絡員による伝令、またインターネットラジオ（※）等を活用します。

※ 東京都柔道整復師会練馬支部は、一般社団法人練馬放送（コミュニティFM）と協力関係を結んでいます。

(3) 他地区柔道整復師会会員による応援の受入調整

区内の被害が甚大で、支部会員のみでの対応が困難な場合には、「東京都柔道整復師会災害対策本部」（以下「都災対本部」という。）を通じ、他地区柔道整復師会会員の派遣や医療資器材の要請を行います。都災対本部との連絡には、電話やファックス、メール、防災無線等を使用します。

II 柔道整復師班の活動

第1章 医療救護所における活動 (発災から72時間)

- 発災から72時間以内は重症者の生存率が高いことから、原則的に傷病者対応を第一とします。区が開設する医療救護所には四師会要員等が参集し、医療救護活動にあたります。
- 柔道整復師班は医療職リーダーの指揮のもと、負傷者の応急手当などを行います。
- 医療救護所において収集した情報を、東京都柔道整復師会練馬支部災害対策本部に伝達します。
- 医療救護所に備蓄してある衛生材料等の仕分けと管理を行います。

1 医療救護所における指揮系統

(1) 医療救護にかかる活動

医療救護にかかる部分については、医療職リーダー（医師）から指示を受けます。医療職リーダーは避難拠点班長と調整を図ったうえで、四師会要員に対して患者対応などを指示し、医療救護活動を統括します。

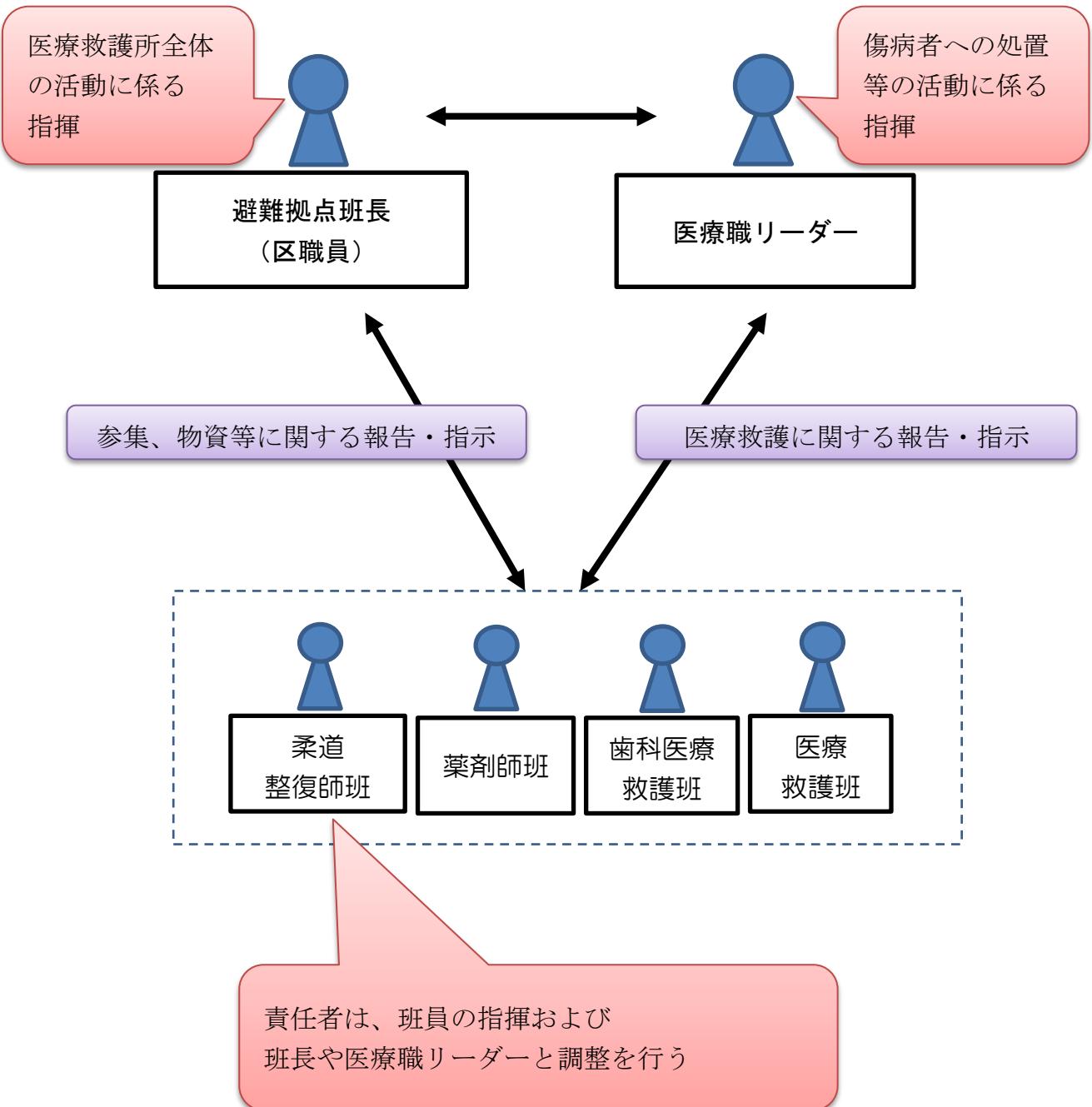
(2) 傷病者の処置に関する事項以外の業務

医療救護における傷病者の処置に関する事項以外の業務については、避難拠点班長（区職員）から指示を受けます。避難拠点班長は、医療救護所を含む避難拠点全体の活動を統括・指揮し、各班および要員に指示します。

(3) 柔道整復師班への指揮

医療救護所に参集した柔道整復師班は、その中から責任者を選出します。責任者は避難拠点班長（区職員）や医療職リーダーとの連絡調整を行い、柔道整復師班員に対する指示を行います。

医療救護所における指揮系統



2 医療救護所における活動の概要

(1) 参集および活動期間

発災時、区内 99 か所の避難拠点のうち 10 か所において、医療救護所を開設します。

震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、区からの要請がなされたとみなし、あらかじめ編成されている柔道整復師班の要員は指定された医療救護所に参集します。

また、震度 5 強以下の場合においては、区から要請があった場合、区との災害時協定に基づき、柔道整復師班を派遣します。

医療救護所では以下の要員が参集し、参集した人員によって医療救護所の運営がなされます。

<参集する人員>

i) 避難拠点運営連絡会

(近隣町会・学校職員・区職員)

ii) 四師会要員

(医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班・柔道整復師班)

iii) 看護師・准看護師

(医療救護所医療従事スタッフ登録制度登録者)

なお、参集後の活動期間は、医療救護所の設置、運営と同様に、原則として発災後 72 時間までです。

(2) 医療救護活動の準備

① 柔道整復師班責任者の決定

柔道整復師班は、医療救護所に参集後速やかに柔道整復師班責任者を決め、氏名を避難拠点班長（区職員）へ報告します。

② 支援柔道整復師の受入

医療救護所指定の柔道整復師班以外の会員柔道整復師が参集した場合、柔道整復師班はその柔道整復師を医療救護所における活動に従事させることができます。柔道整復師班は、その支援柔道整復師の氏名と所属等を確認し、避難拠点班長（区職員）に報告します。

③ 開設

医療職リーダーの指揮のもと、医療救護所内に応急手当スペースを開設します。

④ 衛生材料等の確認

備蓄医薬品等リストと備蓄されている衛生材料等を照合し、リストを医療職リーダーに渡します。

⑤ 柔道整復師班のミーティング

参集した柔道整復師班のミーティングを開催し、それぞれの役割を決め、活動にあたっての注意事項等を確認します。

⑥ 医療職リーダーとの調整

柔道整復師班責任者は、業務の円滑な遂行のため、医療救護所内における活動の内容等について医療職リーダーと調整を行います。

医療救護活動の準備が整った後は、医療救護活動を統括する医療職リーダーの指示の下で患者への対応を進めます。

(3) 医療救護所における医療救護活動

① 応急手当の提供 (P14 参照)

医療救護所に訪れた傷病者は、医師の診察を受け、症状によっては災害用処方箋を発行されます。柔道整復師班は必要に応じて、医療救護所に備蓄している衛生材料等を用いて負傷者の応急手当を行います。

② 衛生材料等の管理

医療救護所に参集した柔道整復師班は、医療救護所に備蓄してある衛生材料等の確保と管理を行います。

③ 衛生材料等の供給要請と納品の確保 (P14 参照)

医療救護所に備蓄している衛生材料等が不足した場合、柔道整復師班責任者は速やかに避難拠点班長（区職員）および医療職リーダーにその旨を伝達し、区災害対策健康部に不足医薬品等の品目・数量等を報告します。合わせて納品の確保を行います。

④ トリアージ (P15 参照)

医療救護所の医療職リーダーの指示に従い、傷病者をトリアージして軽症者・中等症者・重症者に分類します。

⑤ その他の医療救護活動

その他、医療職リーダーの指示に従い、傷病者の処置等にあたります。

【参考：医療救護班等の主な活動内容】

区分	活動内容
医療救護班	ア トリアージ イ 傷病者の応急処置 ウ 死亡の確認
歯科医療救護班	ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 イ トリアージ ウ 医療救護所等における輸送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導 エ 検死・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	ア 医療救護所等における被災者等に対する調剤、服薬指導 イ 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理等
柔道整復師班	ア 負傷者に対する応急手当 イ 負傷者に対する応急手当の必要な衛生材料等および労務の提供

(4) 柔道整復師班の情報収集及び伝達

医療救護所で活動する柔道整復師班は、以下の情報を収集し、避難拠点班長（区職員）に報告します。また同時に、支部災対本部に伝達します。

<収集する情報>

- i) 衛生材料等の在庫及び供給状況
- ii) 柔道整復師班の活動状況
- iii) 近隣接骨院等の業務継続状況
- iv) その他周辺地域の被災状況等

3 応急手当の提供

(1) 衛生材料等の確保と管理

柔道整復師班は、医療救護所の備蓄衛生材料等の確保と管理を行います。衛生材料等を確保する場合は、医療救護所に保管してある「備蓄医薬品リスト・備蓄資器材リスト（資料編P54）」を用いて照合を行います。また、衛生材料等を仕分け、品目・数量の管理を行います。

柔道整復師班責任者は衛生材料等の確保状況を踏まえ、対処可能な応急手当の内容等について医療職リーダーと調整を行います。

(2) 傷病者の応急手当までの流れ

- ① 医療救護所に訪れる傷病者はトリアージされ、軽症者、中等症者、重症者に振り分けられます。
- ② トリアージを受けた傷病者は、医師の診察の後、医師・歯科医師・柔道整復師による処置を受けます。場合によっては災害用処方箋を発行され、薬剤師による投薬を受けます。

4 衛生材料等の供給要請と納品の確保

(1) 衛生材料等の供給要請

応急手当に使用する衛生材料等は、原則として医療救護所の備蓄を使用します。備蓄されている衛生材料等が不足した場合、柔道整復師班は速やかに避難拠点班長（区職員）にその旨を伝達します。

柔道整復師班は、必要な衛生材料等の品名・数量等を、区災害対策健康部に対して防災無線または防災FAX等を使用して報告します。

その後、区災害対策健康部から災害時協定を結んでいる医薬品卸売販売業者に対して、電話やFAXを用いて供給要請がなされます。

(2) 納品の確保

区災害対策健康部から衛生材料等の供給要請を受けた医薬品卸売販売業者は、直接、医療救護所へ衛生材料等を搬送します。

医療救護所に運ばれた衛生材料等は柔道整復師班が検品を行い、避難拠点班長（区職員）が伝票にサインします。

※ 災害時の医薬品調達の考え方は資料編P32のとおり

5 トリアージ等

- トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療の優先順位を決定することをいいます。

＜練馬区地域防災計画（平成26年度修正）＞より

（1）トリアージ

医療救護所において四師会の要員が担う重要な役割の一つに、傷病者のトリアージがあります。

医師や避難拠点運営連絡会と連携し、傷病者の緊急度や重症度に応じてトリアージを実施します。

① 軽症者と中等症者・重症者のトリアージ（一次トリアージ）

軽症者と中等症者・重症者のトリアージは、患者の自力歩行の可否によって行います。

自力での歩行が可能であれば緑（軽症者）、自力での歩行が不可能であれば黄（中等症者）もしくは赤（重傷者）として振り分けます。

一次トリアージは原則として医療救護所に参集する避難拠点運営連絡会（地域住民）が中心となって行います。しかし、災害の状況によって人員が不足した場合、柔道整復師班も一次トリアージを行います。

軽症者と判断された患者への診察中に、医師等が中等症もしくは重症であると判断した場合は、その患者を二次トリアージ場所へ誘導し、適切なトリアージを行います。

② 中等症者と重症者のトリアージ（二次トリアージ）

一次トリアージによって分けられた中等症者もしくは重症者を再度トリアージして、医療機関への搬送順位を決定します。

二次トリアージでは、START式トリアージ法を用い、呼吸の有無、呼吸数、脈拍数等によって重症度を判別します。

二次トリアージでは医学的な見地からの判断が必要になるため、医療職が中心となって行います。医療救護所に参集する医療職の人数が不足した場合には、参集している四師会の要員で臨機応変にトリアージを行います。

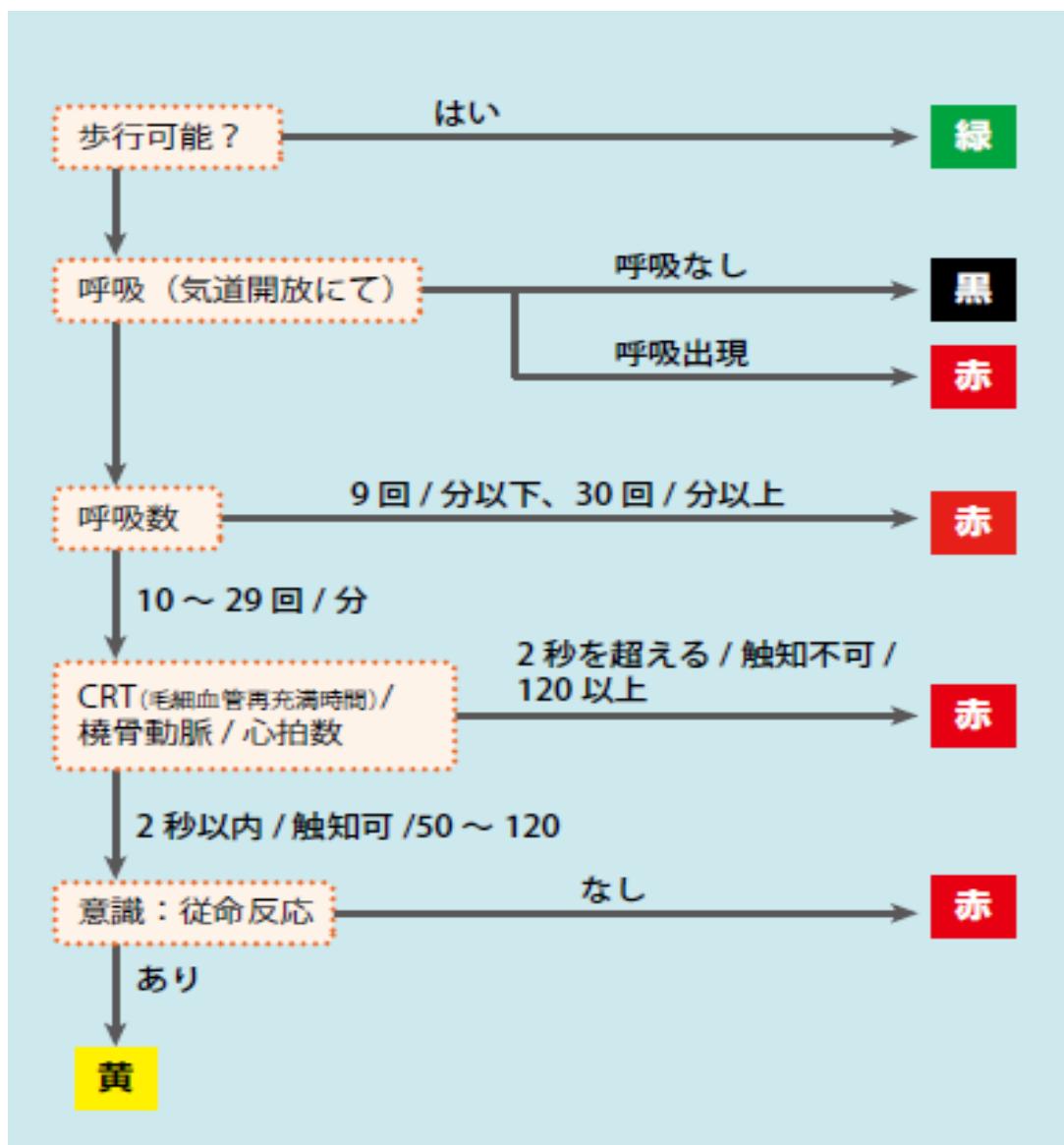
(2) 専門業務以外の軽微な処置の支援

発災時は医療救護所が設置され、避難拠点運営連絡会や四師会の要員、区職員が参集することとなっていますが、その参集状況は被害状況に左右されます。

のことから、医療救護所で活動する四師会の要員は、それぞれの専門的処置だけでなく、医療職リーダーの指示に従って臨機応変に患者への対応を行います。

柔道整復師班においても、参集する四師会の要員とともに、専門業務以外の軽微な処置の支援など患者対応に従事します。

<START式トリアージ図>



第2章 避難拠点における活動（発災後72時間以降）

- 災害発生から72時間以降において、柔道整復師会は区からの要請を受け、区内避難拠点等へ柔道整復師班を派遣します。
- 柔道整復師班は避難拠点において、被災者に対する応急手当等を行います。

（1）活動期間

避難拠点における活動は原則として発災後72時間以降とし、区から柔道整復師会に対して、柔道整復師班派遣要請を行います。

（2）避難者に対する応急手当等の提供

柔道整復師班は要請を受けた場合、医師会医療救護班および歯科医師会歯科医療救護班と共に、指定された避難拠点において巡回診療を行います。

巡回診療では、患者の申し出・症状を聞き取りながら、応急手当、治療・リハビリ等を行います。

【参考】

過去の地震災害では、避難所における外傷性疾患の手当てのほか、マッサージやストレッチ等施術の提供、機能回復訓練などを実施。また、車中泊により、エコノミークラス症候群の危険がある避難者の救護活動も行った。

（3）衛生材料等について

巡回診療において必要な衛生材料等については、個人往診用の衛生材料等を使用しますが、不足する場合は区災害対策健康部に要請し、確保します。

III 資料編

省略